

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構  
認定委員会設置要綱

2022年8月2日制定

(設置)

第1条 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構会則第11条及び一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構認定審査暫定規程第4条の規定に基づき、認定委員会を置く。

(所掌事項)

第2条 認定委員会は、次の事項を協議し、決定する。

- (1) 審査及び認定の実施に関すること。
- (2) 審査委員会の設置に関すること。
- (3) 審査スキームの検証及び改善に関すること。
- (4) 各審査委員会間の合否判定結果の適否の確認、必要な調整の実施及び認定の可否案の作成に関すること。
- (5) 審査員の選任に関すること。
- (6) 審査員の確保・育成に関すること。
- (7) その他認定に関すること。

(組織)

第3条 認定委員会は、関係団体から推薦された者、事業運営会議から推薦のあった当該分野における知見、経験を有する者及び委員長が必要と認めた者（以下「委員」という。）7名から14名程度をもって組織する。

2 認定委員会の委員は、審査委員会の審査員及び不服審査委員会の委員と重複しないこととする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。再任を妨げない。

2 前項の委員は、半数程度ずつ任期の開始年度が異なるように改選する。

(委員長及び副委員長)

第5条 認定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、事業運営会議が指名する者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、認定委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故があるときは、副委員長が議長の職務を代行する。

(委員会)

第6条 認定委員会は、委員の過半数をもって成立するものとし、議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

2 前項に定めるもののほか、議決に関することは、別に定める。

(事務)

第7条 認定委員会の事務は、この法人の事務局が行う。

附 則

1 この要綱は、2022年8月2日から施行し、2022年4月1日から適用する。

2 この要綱施行時に選出される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、2024年3月31日又は2025年3月31日までとし、委員毎に別に定める。